

**令和2年度第2回民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会  
議事録**

日時：令和3年3月11日（木）15:00～16:52

場所：オンライン会議

**【議題】**

1. 我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域の考え方について（IUCN ガイドラインを踏まえて）
2. 我が国において OECM が果たしうる役割について
3. その他

**【資料】**

議事次第

出席者名簿

資料1 我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域の考え方について  
（IUCNガイドラインを踏まえて）

資料2 我が国においてOECMが果たしうる役割について

参考資料1 第1回検討会 議事録

参考資料2 OECMとは（第1回検討会資料再掲）

参考資料3 IUCN OECMガイドライン（原文）

【出席者】

○委員

- 石井 実 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長  
一ノ瀬 友博 慶應義塾大学環境情報学部 教授  
佐藤 留美 特定非営利活動法人 Green Connection TOKYO 代表理事  
竹ヶ原 啓介 株式会社日本政策投資銀行 執行役員  
土屋 俊幸 東京農工大学 名誉教授  
藤倉 克則 国立研究開発法人海洋研究開発機構 地球環境部門 海洋生物環境影響研究センター センター長  
渡辺 綱男 国連大学サステナビリティ高等研究所 シニアプログラムコーディネーター

○オブザーバー（令和2年度 OECM 国内制度等検討業務 勉強会委員）

- 道家 哲平 国際自然保護連合日本委員会 事務局長  
葉山 政治 公益財団法人日本野鳥の会 常務理事  
原口 真 MS&AD インターリスク総研株式会社リスクマネジメント第三部 フェロー

○関係省庁オブザーバー

文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省

○環境省

- 鳥居 敏男 環境省 自然環境局長  
大森 恵子 環境省 大臣官房審議官  
植田 明浩 環境省 自然環境局 自然環境計画課長  
羽井佐 幸宏 環境省 自然環境局 自然環境計画課 課長補佐  
山根 篤大 環境省 自然環境局 自然環境計画課 企画係長  
中澤 圭一 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室長

○事務局

いであ株式会社

## 【議事録】

- ・ 事務局・河野 それでは定刻となりましたので、ただいまより「令和2年度 第2回 民間取組等と連携した自然環境保全 (OECM) の在り方に関する検討会」を開催いたします。本日は年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、いであ株式会社の河野と申します。よろしく願いいたします。まず初めに、環境省自然環境局の鳥居局長より開会の御挨拶をいただきたいと存じます。
- ・ 環境省・鳥居局長 皆さん、どうもこんにちは。年度末のお忙しい中、オンラインという形ですが、第2回の OECM の在り方検討会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。この検討会の趣旨につきましては、もう第1回のときにいろいろ説明、あるいは議論があったと思いますが、今年、生物多様性条約の COP15 ですね。10年前の愛知での COP10 以来の大きな会議が予定されています。そこでポスト2020 生物多様性枠組みという新たな世界目標が策定されるという流れになってございますが、その中でもこの OECM についての議論は非常に大きな課題の1つになってくると思います。

OECM、保護区プラスアルファのところかとは思いますが、この議論を日本に照らしてみれば、今、30%とかいろいろ議論されていますが、単に数字を稼ぐためのという意味ではなくて、生物多様性の保全だけではなく、例えば脱炭素、あるいは資源循環、循環経済を地域で回していくという観点からも非常に重要な視点かなと思いますし、これを日本で科学的な検討、裏打ちも含めて、OECM の在り方を世界に向けて情報発信していく。それに COP10 で日本が提唱した SATOYAMA イニシアティブというのを絡めて地域の資源をうまく使っていく、持続可能な形で活用していくということと生物多様性の保全というものを両立させていくことが、資源循環とか脱炭素の施策にもつながっていくんだというのを、しっかり世界に発信していくということが非常に重要だと思います。

特に日本はこれから人口減少、少子高齢化が、特に地方においてますます顕在化していきますので、こういった考え方をしっかり出していくことは非常に意義のあることだと思いますので、今日は限られた時間ではございますが、先生方からいろいろ御意見をいただければと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。
- ・ 事務局・河野 鳥居局長、ありがとうございました。本検討会ですが、Web 会議で

の開催となっております。委員の皆様はそれぞれの御所属からオンラインで御出席  
いただいております。また、傍聴希望の御登録をいただいた皆様に傍聴いただい  
ておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、お手元の資料の確認です  
が、議事次第に記載の資料一覧につきまして、不足の資料がございましたら事務局  
までお知らせください。続きまして、出席者を御紹介させていただきます。ここ  
では第1回検討会で御欠席された委員の御紹介をいたします。株式会社日本政策投資  
銀行執行役員の竹ヶ原啓介委員です。

- ・ 竹ヶ原委員 竹ヶ原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 事務局・河野 よろしくよろしくお願いいたします。竹ヶ原様には第1回検討会の録音を聞い  
ていただきまして、後日御意見を賜っております。御意見は本日の参考資料1に議事  
録として掲載させていただいております。また、本日の検討会委員の御出席状況で  
すが、NPO 法人いわて地域づくり支援センター代表理事で岩手大学農学部名誉教授の  
広田純一先生は御都合により欠席となります。会議の進め方でございますが、事前  
に会議の進め方とルールの資料をお送りさせていただいているため、改めての御説明  
は時間の関係で省略させていただきます。オンライン接続の委員、オブザーバーの皆  
様は御質問がございましたら挙手ボタンにてお知らせいただくか、「よろしいでしょ  
うか」と一言お声がけくださいませ。また、傍聴の皆様は御発言いただくことはでき  
ませんので御了承ください。それでは議事に移らせていただきますが、ここからの進  
行は石井座長にお願いできればと存じます。石井座長、よろしくお願いいたします。
- ・ 石井座長 皆さん、こんにちは。石井でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。  
今回は12月23日の開催でしたが、OECM とは何か、その背景や定義な  
どについて御説明があり、その後で民間での取組の事例ですね。それぞれ御紹介があ  
りました。OECM とは何かというのが前回のテーマでしたが、確定されたというわ  
けではなく、何となく出席者全員がおぼろげながらこんな感じかなというところま  
で来たのかなと思っています。今日は、前回一ノ瀬委員からリクエストがございま  
した、IUCN のガイドラインというのはどんなものかということがありますので、これ  
について御紹介し、その後で我が国において OECM というのはどんなふうにか  
考るかということについて御議論いただくという段取りになっているようでござい  
ます。それでは、今日も活発な御議論をお願いしたいと思います。

議事の1でございます。「我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域

の考え方について」ということで、事務局から御説明をお願いします。ここではいであさんから説明があった後、道家勉強会委員のほうから御説明があり、さらにもう1回、いであさんから後での説明があると伺っています。ではよろしくをお願いします。

- ・事務局 資料1に基づきまして、事務局のほうから御説明させていただきます。この資料の目的ですが、我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域として、どのような地域を対象として捉えていくべきか、IUCNによるOECMに関するガイドライン、こちらを踏まえて検討させていただければということ御用意させていただきました。こちらがIUCNのガイドラインですが、こちらはCBDの要請に基づきまして、COP14の決議の運用に資するため、2019年に公表されております。

ガイドラインの内容ですが、OECMの定義に加えまして、OECMの特定、把握、モニタリング、報告に当たって推奨される手法、アプローチについて概説しております。その中で生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域の例みたいなものが多数掲げられております。この後にその例について御説明させていただきますが、その前にOECMに求められている生物多様性保全の要素というものが書かれておりますので、こちらのほうを頭に入れていただければということ御用意させていただきました。

まず1つ目ですが、このガイドラインで、OECMの生物多様性に関する下記の要素の1つ以上を効果的に保全すべきとされております。例えば希少種・準絶滅危惧種などや、その生息・生育地、並びにそれらを支える生態系といったもの。あるいは、代表的な自然生態系。高いレベルで生態学的に無傷／手つかずである区域、あるいは復元されている区域。自然状態で分布域が地理的に限定されている種や生態系。種の重要な集合地など。種の生活史や摂食、繁殖などに特に重要な生態系。生態的連続性のために重要な区域。生物多様性の域内保全に加え、重要な生態系サービスを提供する区域。最後ですが、生物多様性の域内保全に加え、人による伝統的な利用にとって重要な種及びその生息・生育地。このようなことが記載されております。

続きまして、こちらも頭に入れておいていただきたいのですが、IUCNのガイドラインではOECMについて3つのタイプに分類しております。1つ目がタイプ1ですが、一次的保全ということ、生物多様性の保全を主な目的としているけれども、「保護地域」として扱われていないもの。タイプ2として二次的保全ですが、生物多様性の保全を主な目的としていないが、二次的な管理目的としているもの。タイプ3とし

て、付随的保全として、生物多様性の保全は目的としていないが、管理行為の副産物として域内保全に貢献しているもの。このようなものがタイプを3つに分けて紹介されております。これらタイプごとに IUCN のガイドラインでどんなものが挙げられているのかというのを続いて御紹介させていただきます。

まず一次的保全ですが、先住民や地域コミュニティ、民間団体などによって、保全を主な目的として管理されているが、「保護地域」として扱われていないものです。それから、KBA を含む地域で、規制的手法など、生物多様性の長期的な域内保全を実現する方法で管理されているもの。老齢林や原生林、その他生物多様性に関する高い価値を有しているような森林、これは林業と非林業の両方の脅威から保護されている森林である。大学が生物学的研究のために管理している自然地域。こういったものが挙げられています。この下に紫色で論点の例を入れております。これは今後の議論の呼び水的に書かせていただいておりますが、例えば大学で管理している自然地域が全部当てはまるのかというと、そうではない場合もあるのかなと。例えば、研究のためにその森林を切り開くということもあるでしょうから、そういったところは生物多様性保全に貢献していると言えるのかといったところがあります。これ以外にもいろいろあろうかと思しますので、委員の皆様にご意見などをいただければと思います。

二次的保全ですが、これは2ページにわたっています。1つは、先住民あるいは地域コミュニティにより管理されている区域で、生物多様性を損なわないような低レベルでの自然資源の利用がなされている。高い生物多様性を維持するような伝統的な管理が行われる地域。在来種やその生息・生育地を維持するような農林業の管理地も含まれる。主に公共レクリエーションのために管理されているけれども、生物多様性の域内保全にとって十分な規模及び豊かな自然を有する都市公園など。最後、これはカナダの例から来ているようですが、主に防衛目的で管理されているが、二次的な目的として生物多様性の保全が掲げられている軍用地やその一部。2枚目ですが、治水を主な目的として管理される流域などで、生物多様性の域内保全にも貢献しているもの。続きまして、重要な生態系サービスを提供しつつ、効果的な生物多様性の保全にも貢献する、再生に成功した地域。最後ですが、保護地域とほかの保全上重要な地域をつなぐ、コリドーみたいなところですね。そういったところが挙げられています。

続きましてタイプ3ですが、付随的保全です。この中で例として挙げられているのは、生物多様性の価値が高い神聖な自然地で、信仰する団体などにより長期的に保全されている地域。生物多様性保全以外の目的で保護される沿岸及び海域。歴史的沈船とか、戦争遺産などといったことが挙げられております。それから、防衛目的で管理されており、二次的な生物多様性保全の目的を持たないが、副次的に生物多様性の長期的な保全に貢献している軍用地やその一部。これは第1回の検討会で座長のほうから自衛隊の演習地といった例も挙げていただいておりますが、そういったところ です。

その次に、今度はガイドラインのほうに「OECM に該当しない地域の例」というのが紹介されております。1つが、集中的に管理され生物多様性保全上の価値が限られた景観の中にある小規模な半自然地域といったことで、ここに単語が羅列されているのですが、市営公園とか、あるいは道路緑地、ゴルフ場、こういったものが挙げられています。我が国では、例えば市営公園ですが、希少種が結構生息している、これは後で御紹介させていただきますが、そういったことが分かっています。あるいは道路緑地ですが、都市地域内のコリドーとなる場合もあるので、意外と大事ではないか。あるいはゴルフ場ですが、周辺地域の開発に伴ってゴルフ場が残された緑地となっている場合もありますので、こういったところが一概に該当しないと言ってしまっているのか、そういったところがあるかと思えます。続きまして挙げられていますが、保全価値がある、あるいは特定の種の存続を支えているが、木材供給のために商業的に管理され、木材の搬出を目的としている森林、こういったものは愛知目標7への貢献と捉えるべきではないかということですが、我が国におきましては、商業的な利用であっても、森林の構造や伐採する樹木を選んだような「保持林業」なども行われているので、商業用の森林が一律に貢献していないとは言えないのではないのかということをお考えしました。

最後ですが、生物多様性の域内保全を制限するような方法で管理されている農地ということで、過放牧状態にある牧草地とか、単種栽培や外来種に植え替えた草原、これは該当しないのかなとも思うのですが、その次の例です。狩猟規制やホエールウォッチング規則など、地理的に広い範囲にわたって単一種または種群に適用される保全措置地域、こういったものは愛知目標の5、6、7、ないし12に入るのではないかということですが、こういったものも貢献していると考えていいのではないか

と思っております。

まずこちらで一旦御説明は終わりました、ここからは IUCN の OECM 専門家グループ共同議長による追加情報ということで、勉強会の道家委員がこの意見交換に出ておられましたので、ここからは道家委員から御説明いただければと思います。道家委員、よろしく願いいたします。

- 道家勉強会委員 国際自然保護連合日本委員会事務局長の道家です。私のほうから、2月25日に行いました、生物多様性条約の保護地域決定で OECM の定義や考え方を提案することが IUCN に付託され、立ち上げられた、IUCN の世界保護地域委員会の OECM 専門家グループの議長であるハリー・ジョナス氏と、環境省の方と勉強会のメンバー何人かを交えて意見交換を行いました。ハリーさんは、この OECM という仕組みを端的に「名古屋のギフト」、gift of Nagoya とおっしゃっていました。この方自身は COP10 のときにも来日されていて、日本の白川郷のエクスカージョンで、訪れられていた方で、大変日本の事情をよく御存じの中で意見交換や情報交換を行いました。

まず、これからそのポイントを御紹介したいと思います。ハリーさん自身はこの OECM の議論そのものを、生物多様性条約の COP14 で定めはしたものの、まだまだこれから世界でつくり上げていく制度だという認識を示し、そして保全に関するガバナンスや、どんな場所が保全や持続可能な利用等が進められていくかという意味で、非常に可能性のある制度だと認識されていました。意見交換、情報交換する中で分かってきたことがこの4ポツになるのですが、具体的な検討に至っている国が少数であるということで、日本は3年間のプランの中で検討を進めているという話をしたところ、「着実なアプローチであり、また、COP15 の成果も踏まえてさらに議論を積み重ねるという意味では、いいスタートが切れているのではないか」という歓迎の意が表されました。

もう1つは、大事なものは、生物多様性条約の定義、それに基づく IUCN のガイドラインはあるものの、そもそもの議論としては、日本なり世界の国土の中で、あるいは海洋の議論の中で、生物多様性の保全に、意図的か、あるいは二次的な目的なのか、あるいは意図せずなのか、それは様々であるけれども、実際に貢献している地域にはどんなところがあるのかというのを認識していくことが大事、つまり、自然保護につながるとか生物多様性保全につながると思わずに管理している人たちに目を向けて

いく、その取組を応援していくことが大事ではないかと話されました。

それから、意味のない場所を指定するような性急な検討はしなくていいよとも話されました。決して急がなくていいですよと言われたことも大変印象的でした。例えばアルジェリアは数百平方キロメートルという砂漠を OECM に指定はしているのですが、国ごとの事情に合わせた検討の速度があるべきだとも言っていたと思います。

企業の関係者と ESG 投資に関係する事例もヒアリングの中で聞きながら検討を進めているという話をしたところ、このような検討は他国では見られない珍しい事例とのことです。今のところ、国や国に準じる機関による OECM の特定や指定の試みが進んでいるという雰囲気なので、民間の活動を促進する、企業の参画を推進するという仕組みと OECM がどううまく連動するのかということについては、日本のアプローチに非常に興味があると言っていました。

また、今しがた御説明があった定義とか、指定する基準をつくっていくかということについていいますと、こちらも個別の事例ごとにしっかり判断してほしいというお答えです。そして、それをぜひ世界にもフィードバックしてほしいということです。

例えば、先ほど話がちょっと出た商業的な森林、これは愛知ターゲットの 7 番に寄与するのではないかという議論がありましたが、10 年とか 20 年という非常に短いスパンでつくられた森林や木材と、数十年、長いスパンの中で行われている林業がなされている森では、生物多様性や自然の状況も全然違うだろうし、IUCN のガイドラインは、世界共通で今考えられている事例というのを一般原則的に述べたものであるということです。それぞれの事例について、定義やガイドラインにも書かれていますが、対象とする生態系や生物種、その長期の域内保全に貢献しているという点を大事にして検討を進めてほしいというアドバイスでした。

例えばということで次のスライドですが、非常に極端な事例として、施設の屋上みたいなところで絶滅危惧種の営巣になったような場所、それを人の手でつくったり管理しているという事例はどうなのかという話をしたところ、OECM に該当し得るかもしれないというコメントをいただいたところです。OECM のサイズについて、ガイドラインにも書かれているのですが、それを御紹介いただきました。OECM のサイズについても様々な形があるし、長期の保全というものについて、十分な面積を確保しなければいけないというのが指針だけど、この十分なサイズというのも文脈

があり、関係する種や生態系の存続、存在にとって必要とする、こういう様々な要件に依存するというものも認識していただいて、参考にして検討してほしい助言です。総じて、大変フレンドリーに、かつ、創造力を持ってと言いましょか、OECM という仕組みを通じて日本における生物多様性保全とか持続可能性に寄与している場所をしっかりと見つけ出していき、そういったものを特定していくという、丁寧な議論をしていきたいと思いますという話になったと思っております。簡単ではありますが、IUCNの方との情報交換の結果となります。

- ・ 事務局 ありがとうございます。続きまして、第1回検討会で勉強会の委員のほうから御紹介のあった、生物多様性の域内保全に貢献している地域の例ということを駆け足でもう1回お示ししたいと思います。最初ですが、モニタリングサイト1000里地調査が行われていますが、多様な里山とか、里山的公有緑地といったところです。日本野鳥の会のほうのウトナイ湖のサンクチュアリとか、あるいは自治体の保全協定などで管理している土地の例として横浜自然観察の森などを御紹介いただいています。こちらはシマフクロウです。野鳥保護区ということで、土地所有して生息地を確保しているという例です。こちらはトヨタのテストコースだったのですが、保護団体が見直しを要請して、410ヘクタールあったものを270ヘクタールにまで低減したという例です。こちらですが、多摩地域です。こちらは自治振興会が中心となって里山保全とか希少種保全をしている例として4つほど御紹介いただいております。こちらは有名な豊岡市のコウノトリの例でございます。同じ豊岡市の田結地区、こちらは遊水地として耕作放棄地などを利用しているのですが、生態系保全に活用されているという例です。こちらは洪水のピークの約22%をカットしていると推定されているという例です。円山川水系の自然再生事業、それから豊岡市とかの取組、細かいものが出ていますが、一個一個は小さいのですが、これが全部合わさると相当なところが保全されているといった例を御紹介いただいております。

続きまして、こちらは景観関係ですが、京都の東山地区ですね。風致地区とか歴史的景観への配慮ということで、このブルーのところですが、保全されていると。こちらは六甲山です。斜面防災とか、砂防とか、そういったことで森林改変が行われていないことで保全されている例ということで御紹介いただいております。こちらはJHEPの認証地ということで、くぬぎの森里地里山プロジェクトの例です。日本ナショナル・トラスト協会のトラスト地、全国55カ所、1,741ヘクタールあるという例

の御紹介をいただきました。愛知県知多半島グリーンベルト再生計画、こちらは樹林の高さが15メートル、幅100メートル、長さ6キロにわたる森林が企業さんの努力で維持されている場所でした。こちらは麻機遊水地、自然再生事業の場所ですが、当初、なかなか人数は増えなかったのですが、途中から福祉・教育活動に絡めて行った結果、協議会の人数が増えたという例でした。こちらは千葉県印旛沼流域の谷津です。30年放置されていたところも、掘り返すとシャジクモのような希少種が出てきたという例です。霞ヶ浦の妙岐の鼻、こちらは茅場の管理として火入れとか刈取りをやられているのですが、それによりましていろいろな重要種が維持されているという例でした。こちらは国環研さんのほうから提供いただいた情報です。こちらに出ています対象とした地域、青少年施設とか総合公園、こういったところにアンケートした結果ですが、希少種がどのぐらいいるのかということ、もう1つは生物多様性保全の活動の有無ということでアンケート調査したのですが、結構希少種がいる、あるいは、生物多様性保全策を結構やっているなという例を御紹介いただきました。ここまでが第1回検討会で御紹介した例でした。

今回は意見交換として、我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域として、どのような地域を対象として捉えていくべきなのか。IUCNのガイドラインとか、先ほど日本国内の例を御紹介させていただきましたが、活発な御意見をいただければと思います。

- ・ 石井座長 御説明ありがとうございました。IUCNのガイドライン、これだけ読んでいるともう確定しているのではないかと思っていたら、道家さんのほうから、ハリー議長との会談の中で、実はそうではないと。17番目のシートにございましたように、ガイドラインはあくまで一般原則であると。各国の状況に応じて判断すべきということのようです。そして、いであさんからもう1度戻って、前回のおさらい、日本で民間的な取組が行われているものを幾つか御紹介いただいたということです。それでここにあるように、ここでは要するに日本的なOECMとは何かというのを少しずつ固めていくわけですが、そこに向けて少し議論しましょうと。我が国の生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域として、どのような地域を対象として捉えていくべきでしょうかというところで、括弧でわざわざ「IUCNのガイドラインの例に限らず」と書いていただきました。

それでは、ここで自由に御議論いただければと思います。御質問でもいいですし、

この日本型 OECM に向けての建設的な御意見でも構いません。前回と同様ですが、皆さんの画面の右下に「参加者」というのがございます。そのところをクリックすると名前の一覧が右側に出てまいります。御自分の名前の横のところに手のひらのボタンがありますので、これを押す形で発言の意思を示していただけますでしょうか。皆さんいかがでしょうか。私から指名したりすることがあるのでお許しいただきたいのですが、前回御欠席だった竹ケ原委員ですが、ついていけているかどうかちょっと心配なので、御意見とか、御質問とかがあったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

- ・ 竹ケ原委員 どうもありがとうございます。何とか御議論にはついていけていると思うのですが、決してこの分野が私の本籍ではないものですから、ひょっとしたら、とんちんかんな発言になってしまうかもしれませんので、御容赦いただければと思います。お声がけいただいた一つの事情として環境省のほうからお聞きしていますが、先ほどの御説明にもありましたけれども、今、企業価値を非財務的な面から見ていこうと、ESG がかなり影響力を持つようになってきています。企業の中に、企業の保有林だったり、あるいは工場の中でビオトープ的なものを実現したりと。先ほどのガイドラインでいうとタイプ3の一類型として、企業の資産がこの OECM に当てはまるものがあるのではないかと問題提起をいただいています。

私は、ガイドラインがしっかり固まってしまっているのだとすると、企業の保有地がこういうものに当てはまるのはなかなか難しいのかなと思ったのですが、今の御説明をお聞きしていて、かなり柔軟な解釈も可能ですし、一定の条件をはめることで、企業が意図せざる管理をやってきた OECM というのもあり得るんだろうなという気がしております。もしこの場でそういう議論ができるのであれば、企業に対してすごくいい気づきを与えることができます。企業として投資家に、実は当社の持っているこの資産にはこういう価値があって、こういう社会的な価値を提供できているんだよというメッセージを出せるようになりますので、そういう意味で、ここの議論と企業の保有地というのをつなげることができれば、その方面でお役に立てればなと思っております。見間違いだったら申し訳ありません。

- ・ 石井座長 そんなことはないと思います。それから、シートの16番目の一番下の行ですね。ESG 投資について少し触れているのですが、これについては意外という感じもしたのですが、他国ではこういう検討をしていないようなんですね。日本の動き

を歓迎するとハリスさんは言うておられますけれども、この辺はどう思われますか。

- ・ 竹ヶ原委員 実はこの ESG もいろいろな種類があります。邦貨に換算して金額だけで 3,000 兆円、すさまじい規模が今動いていて、メインストリームになっているのですが、大きく分けると、一定のクライテリアをつくって、これに当てはまらないものは投資から排除するというネガティブスクリーニングが半分あります。例えば、端的に言うと、石炭火力はもう融資しませんとか、そういう考え方です。なかなかそういうものにははまりにくいと思うのですが、残りのほうがインテグレーションという考え方です。従来であったら数字だけでバリエーションしていたところに、企業体なり、プロジェクトが持っている無形資産の価値をちゃんとオンして見ていこうじゃないかと。こちらのほうの考え方には乗るのかなということなんです。

そのカウントの仕方ですが、結局のところ、今後 10 年、20 年というスパンで企業を見たときに、非常に不確実な将来を展望していることになりますので、果たしてその会社がきちんと生き残っていけるのかどうかを判断したいというのが動機です。そうすると、結果としての決算を見ても分からないので、我々がこれから直面する社会課題と同期させて、この課題を解決する中でこの会社は成長していけるという、その軌道が描ければ、十分 ESG モデルとして持続可能な会社だねということで、それをポジティブに評価していこうというのが ESG の考え方になります。そうすると、CO2 の削減とか、廃棄物の循環とかというのは非常にクリアに見せやすいのですが、自然資本の保護、あるいは生物多様性の保全に貢献しているというところと企業価値との結びつけ方がなかなか難しかったです。そういう意味で、ひょっとしたらこの OECM という切り口で企業の持っている保有資産をちゃんと評価してあげることができれば、今申し上げた ESG のロジックにも、この自然資本の考え方、生物多様性の保全という考え方がすんなり接続できるのではないかと、そんな印象を持っております。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。本当に有益な御意見をいただいたと思います。突然振って本当に申し訳なかったです。そうしましたら、挙手されている渡辺委員、お願いします。
- ・ 渡辺委員 ありがとうございます。また、IUCN のガイドラインも詳しく御説明いただいてありがとうございます。道家さんから紹介のあったハリーさんのお話を聞いたのがすごくよかったなと思いました。最初、この IUCN のガイドラインを見て

いたときに、一般原則ということではあるのですが、印象として自然資源の利用というのはできるだけないほうがいい、二次的保全の例でも低レベルでの自然資源の利用ということで、自然資源の利用はあまりないほうが保全のためにいいんだという印象がいろいろなところに出ていて、林業に関して一番それが強く出ているなど思いました。

里山や里海のような地域、SATOYAMA イニシアティブではそれを Socio-ecological production landscapes and seascapes ということで、社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ、まさに生産活動が行われているような地域で、かつ、生物多様性を高めているような地域を対象にして SATOYAMA イニシアティブの取組も進めてきたわけです。そういった、水田もあれば、自然資源を利用している森林もあれば、ため池もあったり、川があったり、そういう適度な自然資源の利用があって生物多様性が高められている地域というのが、この OECM の適用に当たってもうちょっと評価されていくといいなという印象を持ちました。

その意味でハリーさんの話は、これは一般的な原則で、各国からまさに域内保全に貢献する地域を拾い上げて適用させていけばいいんだというお話もいただいたし、名古屋のギフトとも言っていたので、ぜひ日本から、そういう生産活動をしつつ生物多様性を高めているような地域への OECM の適用の考え方やいい事例というのを、世界にも発信していくようなことにつなげていけたらいいなと思いました。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。土屋委員、挙手されましたね。お願いします。
- ・ 土屋委員 ありがとうございます。今、渡辺委員のほうからも少し話があったところで、先ほどの資料1ですと12ページぐらいまでになるんですかね。「商業的な利用」という言い方になっていますが、林業というところで、これは質問になるのかな。「保持林業」という言葉が出てきて、これはいわゆる人工林、日本の場合でしたら植林された針葉樹林があって、いかに生産しながら生物多様性を高めていくかという、そういう考え方ですね。この考え方自体はもう大分前からあるのですが、制度的にそれを何とか担保していく方法として森林認証というものがあります。これは日本でも FSC や PEFC、SGEC という形で、数十万ヘクタールあるのですが、例えばヨーロッパなんかと比べるとかなり普及が遅れています。こういう人工林での生物多様性を高めていくような努力に対して、森林認証の場合は当然エリアも決まっていますの

で、その中で認証も行われるわけですから、比較的特定しやすいので、そういう森林認証のような制度をこの OECM に入れることは可能なのかなのかというのが知りたい、むしろそういうのができるといいなというのがあります。

この流れで、そういえばと思ったのですが、つい最近、林野庁のほうで森林経営管理法に基づく森林経営管理制度というのをつくりました。これはもともとの趣旨からいうと、人工林の管理のされていないものについて、市町村が森林所有者から経営管理権を譲ってもらって、人工林を商業的に活用できるような民間の事業体にさらに譲渡するという仕組みですが、その中で市町村の段階で、あまり商業的利用には向かない森林については市町村がそれを管理する、そのときの管理の仕方、人工林として管理する場合もあるのですが、むしろ針広混交林のような形で生物多様性を高めるような方向に持っていくというのが、林野庁の政策を使っても可能なんですね。

この部分についても経営管理権という形でエリアベースというのがありますので、もちろんこれは市町村がどういうやり方を取るかということによるのですが、実際はそこのモチベーションがなかなか、例えば資金的なモチベーションが得られないと。先ほどの森林認証についても、特に生物多様性に関連した施策については、森林認証を取っている森林所有者にとっててもなかなかモチベーションがないということで、先ほどお話があったような ESG 投資のような形でのモチベーションが得られると大分動きが違ってくるなという気もしているのですが、森林認証については OECM との関係はどうなんだろうと。経営管理法等もどうなんだろうと。この辺りはどうでしょうか。

- ・ 石井座長 これは御質問ですので、お答えできるようでしたらどこがいいですかね。環境省お願いします。
- ・ 環境省・羽井佐課長補佐 自然環境計画課の羽井佐です。よろしく申し上げます。ありがとうございます。現段階においては、勉強会の中で今年度はもう少し詳細な、どういう基準になるかというような議論も進めながら考えているところですが、これで答えになるか分からないですが、現段階では、私たちは何も可能性は排除せず議論を進めているところですので、ちょっと希望が混じりますけれども、そういった森林認証を受けている商業林というのも対象になってほしいなど。今回、IUCN のガイドラインがかなり柔軟なものだということも分かってきましたので、そういうふうにクリエイティブに議論をしていくことができたらなと考えております。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。いずれにしても、この場で固めていくようなイメージで、まだ全然固まっていないというイメージで進んでいただいていた方がいいかなと思います。そうしましたら藤倉委員、挙手されていますのでお願いします。
- ・ 藤倉委員 ありがとうございます。前回の資料も振り返っていただいて、思ったのですが、このガイドラインの中で、IUCN のガイドラインと比較して1つあってもいいのかなと思ったのが、環境教育の場として使われているようなところ、そこは OECM として扱ってもいいのではないかという印象を私は持ちました。それが1つです。  
 あと、結構この資料の中に「高いレベル」、「低いレベル」という言葉が出てきているのですが、何をもって高いレベル、低いレベルという評価をするのか。恐らく何か科学的な情報の下に評価しなくてはいけないのですが、それは結構難しいなと思いました。特に海を考えた場合に、恐らくこの目標を達成するには、日本の場合は沖合の深海とかを OECM にしなくてはいけないような気がするのですが、高いレベル、低いレベルというものをどう評価するのかとか、そういうのがちょっと難しいなと思いました。それが2つ目。3つ目、これは最後ですが、すみません、私に知識がなくて申し訳ないのですが、軍用地とか、そういうものが OECM になると書いてあるのですが、例えば沖縄とかに行くと、米軍管理のところとかがあると思うのですが、そういうところも含まれるのでしょうかという、それは御質問です。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。今のこの時点では質問というよりも、入れてほしいとか、入れたほうが良いと言われたほうが良いのかなとも思うのですが。高いレベル、低いレベルというのは何をもって評価するんだという御質問がありましたので、この辺りも含めて環境省、あるいははいであさん、何かありますか。
- ・ 事務局 すみません、ガイドラインの出典を調べてもらっていますので、後ほどお答えしたいと思います。
- ・ 石井座長 了解です。そうしましたら佐藤委員、挙手されていますのでお願いします。
- ・ 佐藤委員 こんにちは、佐藤です。よろしく申し上げます。私からは、資料11ページの「IUCN ガイドラインを踏まえて」のところ、「OECM に該当しない地域の例」に関する事で意見がございます。日本の都市では、まちなかに農地や林（かつての農用林や社寺林）などが点在している場所も多くあり、それが海外の都市と異なる点です。東京にも23区以外はもちろんのこと、練馬区や世田谷区などでもそういった

場所が多くあります。また玉川上水を例にとると、上水沿いの緑道に樹林があり、その周辺に畑や雑木林が広がっているなど、グリーンマトリックスのように緑地が点在しています。また国分寺崖線（がいせん）も東京の緑の骨格軸と言われる緑地帯ですが、公有地も民有地も混在しています。先日、国分寺崖線をテーマに崖線フォーラムを主催し、崖線沿いの緑地の所有者、管理者、20 団体ほどに集まいただきました。大学や企業も参加いただいたのですが、その方々がかなりの面積を所有されています。そういった都市の中に点在する民有緑地は、エコロジカルネットワークの拠点となっており、実際に多くの動植物が生息しています。そういった場所も OECM の該当地として考えていかなければならないと思います。

- ・ 11 ページを見ると、畑の縁のところや生け垣などが該当しない例になっています。けれども、こういった場所は生物の生息地として貴重な環境と思います。先ほどの玉川上水でいいますと、緑道が畑や屋敷林と接しています。そのような多様な環境があるからこそ、多様な生きものが生息して行き来しているわけです。ですから環境で分けるというよりも、パッチワークのように多様な環境がつながっているということが生き物の多様性に非常に大きな役割を果たしているため、つながりという視点で見なければなりません。崖線ですと樹林帯とそこから湧き出る湧水という水環境がある。そういった違う環境がつながっていること自体が生物多様性の向上につながる。里山里地も同様です。こういった環境の「つながり」こそが生物の貴重な生息環境であると位置づけていく必要があると思います。

- ・ また例えば江東区などでは、小さな空き地をビオトープ化するポケットエコパークという事業があります。実際にアカガエルがかえってきていますし、そういった取組みも該当地から抜け落ちてしまうと非常にもったいないと思います。

また企業の生物多様性向上に資する ABINC のような環境認証についてですが、この基準は非常に高水準でして、このような認証地についても日本の OECM では重要だと思っています。

- ・ 石井座長 御意見ありがとうございます。恥ずかしながら佐藤委員にお聞きしたいのですが、先ほど「国分寺がいせん」と言いましたか。どんな字を書くのですか。
- ・ 佐藤委員 「崖線」と書きます。東京ですと、崖線は東京の緑の骨格軸ということで、東京都の都市整備局の施策などでも大きく位置づけられています。国分寺崖線は、立

川から世田谷を通過して大田区まで連続しており、湧水がかなり豊富で、野川という川となり、下流では多摩川に合流しています。この国分寺崖線や府中崖線は、多摩川が移動するときに削ってつくられた崖線ですが、それだけではなく、東京には多くの崖線があり、都市の中の貴重なエコロジカルネットワークとなっています。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。よく分かりました。すみませんでした。少し御意見もあったのですが、一ノ瀬委員、挙手されていますので、とりあえずお願いします。
- ・ 一ノ瀬委員 IUCN のガイドラインについて、詳細にありがとうございます。私自身も大変勉強になりました。とりあえず2点ほどあるのですが、1つは、今ちょうどガイドラインのところで佐藤委員からも話題になった都市のほうですが、一例として、ゴルフ場とかはあまりよろしくないのではないかとガイドラインにあったということですが、ゴルフ場の1つのいい例として、茅ヶ崎市でゴルフ場に隣接したところを特緑に指定しておりまして、それは実はゴルフ場の本当に際の道沿いの草地をゴルフ場が草刈り管理してくれているところに絶滅危惧種が出てくるところでして、そういう意味でいうと、IUCN ではあまり想定していないようなものが、実際にそこ自身も非常に細長くて変な土地になっているのですが、特緑として指定しているような例があるというのを申し上げようと思いました。

2点目ですが、2点目はあまり私の中でもまだ固まっていなくて、どういうふうに言ったらいいのかなと迷っていて発言が遅くなったのですが、先ほど土屋先生から林業、林地のことについてお話があって、これまでも勉強会の皆さんも、事務局も、農村地域、農地のことは相当検討されているんだろうなと思います。今回、このOECMの中で、先ほども勉強会の事例を御紹介いただきましたが、農村地域でどういところが該当するのかと考えるのが非常に重要になってくるかと思います。一方で、畑地も含めて、どういった水田や農地ならOECMになると言えるのか。例えば絶滅危惧種の情報みたいなものがあちこちにあれば、簡単にそれをある程度判定できるのかもしれないのですが、生物の情報が限られていますので、非常に難しいんだろうなと。そういう意味で、先ほど林業で話題になった認証みたいなものは、例えばそれでOECMにある程度組み込めるみたいなことになれば分かりやすいのですが、農地の場合にはそれがなかなか大変だなと思いながら、どうしたらいいんだろうとずっと考えていたところです。

一方で、もちろん農水省も直払制度等、既に様々な、たぶん生物多様性の保全にも資すると言っていいと思うのですが、施策をされていて、また、このところ私の研究室でも、耕作放棄が起こることによって生物多様性や生態系サービスが当然減少するわけですが、そういったものを国レベルで推定するというか、評価するみたいなことを試みているのですが、そういうことをやると、中山間地域が、生物多様性も高いでしょうが、非常にこれから大きく変化してしまう可能性がある場所というふうに出てきます。なので、これは非常に大ざっぱな、全国レベルで、市町村単位でやっているような分析での話なのですが、例えば傾斜と、そういった土地利用で見ていくのか分からないですが、脆弱性が高くてこれまで管理されてきて、ただ、それがだんだん管理の程度が下がってきているので危機的な状況にあるところは失われる可能性も高いので、そういう視点も入れながらある程度評価することが必要なのかなと考えていました。まだ私自身もどうしたらいいのかということに答えがあるわけではないのですが、感想のような感じですが、以上です。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。今の一ノ瀬委員のお話を聞きながらちょっと思ったのですが、ゴルフ場と農地の話を絡めてですが、静岡県などの茶畑の際、茶草場というんですか。あれはかなり生物多様性が高いと言われてますね。一つヒントとしてあるかなと思いました。ほかに挙手されている委員が今のところないので、先ほどの高い、低いのところをまずお願いできますか。
- ・ 事務局 承知いたしました。高い、低いのところでございますが、IUCN の文書を見ますとこのような形で、例えば「high level of ecological integrity or ecological intactness」、ほぼほぼそのままハイレベル、ローレベルという形で入れられているというところがございます。何をもちいて高いか、低いかというところ、その判断基準みたいなものまでは、この IUCN のガイドラインでは詳しく述べられていないという状況でございます。ですので、おのおの各国でどういったものが生物多様性保全上重要であるかということは、各国の判断に委ねられているのかなと考えております。もしくは、今 IUCN のほうで検討している、正式名称は忘れてしまいましたが、個々のエリアをスクリーニングしていくようなガイドラインを IUCN で検討しておりますので、それを発行していく段階で、その辺はもう少し詰められていくのかなと考えております。
- ・ 事務局 すみません、補足をさせていただきます。11 ページに、こういう場所は OECD

にならないのではないかという説明のコーナーがあるのですが、今回委員から御指摘のありました、都市における OECM をどう考えるのか。それから商業林ですね。経営林といたらいいのでしょうか。そこにおける OECM をどう考えるのかに関してヒントになることが書いてあるんです。この「Small」から始まるパラグラフが都市のことを言っているのですが、よくよく読むと、2行目に「with limited biodiversity conservation value」と書いてあって、先ほど、高い、低いという抽象的な表現であるという御指摘がありましたけれども、この「limited」も極めて抽象的な表現だと思っておりまして、この IUCN のガイドラインをざっと読んだときに、我々も含めて非常に厳しいという印象を受けたのですが、実はハリスと話していてケースバイケースだとおっしゃっていたのは、こういう「limited」のところをどう解釈するかという問題なのかなと考えております。

同様に、下のパラグラフで「Forests」から始まる文章がありますが、この中にも2行目に「even though they may have some conservation values」と書いてあって、「may have some」という非常にふわっとした表現になっているのも、国ごと、あるいは現場ごとに考えていけばいいんだということなのかと、今はハリスさんからの情報も踏まえて考えております。以上、補足でした。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。原文も皆さんのお手元にあると思います。ちょっと余分な話ですが、Webex のいいところは画面の左のところにプラスマイナスの印があって、御自分の画面レベルでも映像を大きくできます。共有画面ですけれども。佐藤委員、もう1回挙手されていますか。
- ・ 佐藤委員 チャットを入れようと思ったのですが、チャットにうまく入れられなくて。
- ・ 石井座長 チャットは禁止させていただきたいと思います。チャットでは一般の視聴者が見れないので。すみません、発言をお願いします。
- ・ 佐藤委員 分かりました。例えばイギリスでは生け垣についての生物多様性のガイドラインがあります。国の違いや都市の在り方などによって柔軟に決めていけるということであれば、日本なりの OECM のあり方を提示していきたいと思います。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。チャットは前回で懲りまして、禁止させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。裏で盛り上がらないようによろしくをお願いします。特になければ2番目の議題、こちらも繰り返しになる部分もありま

す。こちらのほうでご議論いただければと思います。それでは2つ目の議題でございます。「我が国において OECM が果たしうる役割について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

- ・ 環境省・山根係長 環境省の山根から御説明申し上げます。本資料の目的ですが、前回第1回検討会で委員の皆様から OECM の今後の検討の方向性というところでいろいろな御意見をいただいた中で、理想像以上のようなものを描いてまず共有して、それに向けて取り組んでいくことが必要ではないかという御指摘をいただきました。それを踏まえて、事務局のほうで、なるべく網羅的に具体的な例を挙げて考えることで本検討の目指すべき方向性についてイメージを共有していくということで、この資料を作っております。

まず前提条件として、ここも少し前回の検討会で御質問をいただいたところだったのですが、まず日本の保護地域というのは今何が該当しているかというところ、それを踏まえて OECM とどういう関係性になっているかというところを追加知識としてまとめた案がこのスライドになっております。右側に青枠で囲んだ保護地域、あるいは OECM の定義、その下に具体的に保護地域は今こういうものになっていますということを書いております。左側に模式図でこれを表しております。一番左の枠に「国土全体」と書いておまして、その次の枠に「生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域」と書いてありますが、国土全体をまずこの「生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域」と「貢献しない地域」と分けて考えたときに、先ほど議題1のほうでも御議論いただきましたが、長期的な域内保全に貢献する地域の中には生物多様性保全を主目的とするものと、それが主目的ではないものに分けられます。

このうち、右側に書いてあるような法律の規制によって生物多様性保全などが行われているものが保護地域であって、そうでないもの、法律にないものが OECM。あるいは、生物多様性保全が主目的ではないけれども、結果として生物多様性の域内保全に貢献している地域が OECM。そのようなことを簡単に示したのがこの図であります。下に注釈として書いてありますが、この四角の大きさ自体に意味は持たせておりません。そして具体的にどういうビジョンが描けるかというものを書いております。なるべく網羅的にということで1番から14番まで書いておまして、それぞれのレベル関係というのは、横並びは取れておりませんが、まずなるべく網羅的に書き出してみようという作業をしたものになっております。括弧のところで簡単にタ

イトルをつけておりますので、そこをまず簡単に説明させていただきます。

まず保護地域・OECMによる生物多様性保全上の重要度が高い地域の保全が行われると。2番ですが、生物多様性保全に貢献しているような農林水産業等がこのOECMによって位置づけられることで、それが継続されること。また、里地里山や都市近郊の管理が継続されることによって調整サービスや文化的サービス、生態系サービスが享受できること。4番ですが、生物多様性の保全を目的としているような土地について、ナショナル・トラスト地化等をするによって、その土地管理の長期性が確保されていること。5番ですが、森・里・川・海の連結性、生態系ネットワークですね。そういったものが保護地域とOECMを中心として確保されていること。また、これは結果的に気候変動等の影響に対する強靱性にもつながっているということが理想的と思われます。

6番ですが、そうした生態系ネットワークについて地図情報として管理、あるいは共有することによって、これを可視化、視覚的に認識していくということ。7番ですが、御指摘もいただきましたが、企業やNGO等の価値の向上につなげていくこと。ESG投資等への評価にも反映していくこと。8番として、土地の公共的な側面の評価を踏まえて、その土地の管理等に対する支援があること。9番ですが、人口減少社会等を見据えた国土の効率的・計画的な利用というところにOECMという観点が加わっていくこと。10番ですが、OECMの管理を契機として、多様な主体の連携・協働がもたされること。11番ですが、OECMに位置づけられているような土地というもの地域資産として認知されること、利用されること、そして地域から支えられること。そして最後のページですが、国際的なパートナーシップによる保全・連携の推進につながっていくこと。13番として、地方公共団体等の生物多様性保全の成果指標の提供につながる。14番として、地域循環共生圏の構築や里山未来拠点の形成につながるとしております。

参考として、OECMに関連し得る国際目標・指標ということで、ポスト2020生物多様性枠組とSDGsについて幾つかの目標を抜粋しております。この中で具体的にOECMの言葉が出てくるのは、ポスト2020生物多様性枠組のターゲット2になっております。下に原文も載せております。ただ、このOECMという言葉が出てこなくても、間接的にもこういった多様な目標に関わっているのではないかと思います。

文章のスライドをずっと読み上げさせていただきましたが、そのイメージを最終

的に模式図にまとめているのがこのスライドになります。左側の模式図は先ほど御説明したとおりでして、その右側に保護地域と OECM と並べておりますが、この水色の枠で囲っておりますように、生態系ネットワークという観点や、あるいは、オレンジの矢印に書いているように、OECM というものを検討すること、あるいは設定すること、認識することを通じて様々な結果、あるいは、そのための施策というものにつなげていくということ。そして右下に二十枠で囲っておりますが、それが大きな施策、様々な国内施策、あるいは国際的な連携、取組というものにもつながっていくというイメージを書いております。先ほどの議題 1 と併せて、大きなイメージというところで御議論いただければと思っております。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。我が国において OECM の果たす役割ということで、14 項目ほど挙げていただきまして、最後のところにその概念整理で、それらの役割についてイメージ図のようなものを提示していただきました。OECM の果たす役割ということですが、逆に言うと、日本型 OECM はこのような役割を果たすものであってほしいということなのかなと思っておりますが、ここでは先ほどの 14 項目を見ていただいて、抜けがないかということと、最後の図のところですね。これを見ながら、こういうイメージということで、考えを深めていただければと思っております。ということで、自由に御発言いただければと思っております。では挙手をお願いします。なかなかずっと頭に入らないところもあるのかなとは思っておりますが、渡辺委員、挙手いただきましたね。お願いします。
- ・ 渡辺委員 ありがとうございます。また、OECM の役割についての説明をありがとうございます。この 1 から 14 まで、いずれも大事な視点だと思うのですが、この中で保護地域と OECM を国土なり流域の中でどう配置、デザインしていけばいいかという意味で見えていくと、この 1 番と 2 番と 3 番、そして 5 番といったところがそういうことと直結していく大事な視点ではないかと思いました。

冒頭、鳥居局長のお話にもありましたように、単に生物多様性の保全の視点だけで施策を動かしていくということではなくて、脱炭素社会をつくっていくとか、流域における防災・減災機能を高めていく、あるいは生物多様性に貢献する農林水産業の持続可能性を高めていく、そういったことと生物多様性の質を高めていくことを関連付けて進めていくことが重要であり、そういういろいろな観点から国土の、あるいは流域の目指すべき姿を描いていって、その中で OECM が果たす役割を位置づけてい

くというところがとても大事な点なのではないかと思いました。それが1点です。

あと2つですが、12番、国際パートナーシップによる保全・連携の推進ということで SATOYAMA イニシアティブのことも取り上げていただいています。環境省と私たち国連大学で SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップの活動を10年進めてきていて、前回もお話ししましたが、この OECM というのは里山・里海のような生産活動が行われている地域にとってとても大事な考え方です。そういった生産活動が行われている場所で、OECM をどうやって適用していくと効果的になるんだろうかということ、国際機関や各国で OECM に関心を持っている人たちと一緒に、国際的な議論をする場、あるいは学び合いの場をつくっていくという、そういう取組を立ち上げていきたいと思っています。日本の OECM の考え方や実践というのを、そういう場を通じて発信していくことをぜひ私たちも一緒にやっていければと思います。

最後、3つ目ですが、OECM は直訳すれば、その他の効果的な保全措置ということですが、この OECM の役割を表すような日本語のいい名称がつけられると、日本の中でこの OECM をたくさんの人たちが関わって展開していく上で重要な力を持つと思います。どこかの機会、この OECM が目指すことを表すような日本語の良い名称をみんなで考えていったらいいのではないかと思いました。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。ほかの方が挙手されていないので、渡辺委員にお聞きしたいのですが、私もそういうことを周りの研究者等から言われていて、OECM は取っつきにくいのでよい表現の仕方はないのかと言われているのですが、例えば渡辺委員は何かアイデアがありますでしょうか。
- ・ 渡辺委員 COP10 を受けてつくった現行の国家戦略で、自然共生圏という言葉を使ってみたりしました。それは人と自然がバランスよく生物多様性を高めていくような、農山漁村と都市域が支えあう圏域ということです。OECM の特徴からすると、「共生」とか、みんなで一緒につくっていくということから「共創」、そういった単語が入って、あと人と自然というのが交わりながら生物多様性を高めていく、そんなイメージが頭の中に浮かんでくるのですが、それを端的な言葉で、うまく短い言葉で、伝わるような名称をつくっていけるといいなと考えていました。すみません、答えになりませんが。
- ・ 石井座長 即答は難しいと思います。私もいろいろ考えているのですが、一般の皆さ

んに説明するとき、「その他いろいろ」とだけ言っているのですが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。特にないですか。佐藤委員、挙手されましたね。お願いします。

・ 佐藤委員

・ 非常にきれいにまとめてくださってしまして、5番目の生態系ネットワークの確保についても、先ほど申し上げたような視点が反映されていると思います。

とても重要だと思いますのが、10番の多様な主体の連携・協働かと思います。私たちもそのような連携・協働を促進するための中間支援組織であり、プラットフォームの役割を果たすNPOです。狭山丘陵での事例を少しお話しますと、この丘陵地は東京都と埼玉県にまたがっており、6つの市町、さらに水道局と環境局と東京都と建設局と、いろいろな部局の管轄ともなっています。ですから、丘陵自体はみどりにつながっているのですが、行政界が分かれており、どうしても縦割りで連携しにくいという課題がありました。そこで私たちは、都立公園の指定管理者という立場に入りまして、丘陵に関わる産官学民をつなぐ広域事業をすすめています。例えばキタリスなどの外来種問題やナラ枯れ、盗掘防止のマナーアップなど、さまざまな課題に協働で対応していける体制をつくっています。

・ このように、互いをつなぐプラットフォームとして機能する組織体制が各地域にあることで、連携・協働はあっさり促進されると思います。そのための仕組みをどのように作っていくのか、また海外などではどのような体制があるのかなど、もしそのような取り組みや情報などあれば、教えていただければと思います。

・ 石井座長 ありがとうございます。事務局、後でお答えがあったらお願いします。次は竹ヶ原委員、お願いします。

・ 竹ヶ原委員 どうもありがとうございます。先ほどの話の繰り返しになってしまうかもしれませんが、果たし得る役割という観点で見ると7番のところ、一番企業価値と結びつけにくいのですが、自然資本の適切な管理であったり、生物多様性の価値の保全というものと企業価値を結びつける道具としてOECMというのはすごく有効なのではないかという気がします。それだけに、どんな管理をしていれば企業の資産がOECMに認定されるのかというルールをしっかりとつくっておくと。実際にこういう事例は多いのですが、企業の工場の中で、絶滅危惧種に対応したようなビオトープをしっかりと作っているような会社はあるのですが、会社の中で頑張っている担当者が

経営者から正しく評価されているかという点、必ずしもそうでもないケースも多いです。逆に、OECDになることが企業価値になるのだという、これは金融のほうでロジックはつくれますので、1回その流れをつくってしまえば、今、どちらかという点と水面下に浮かび上がってきていないような企業の取組を促すことにもつながるような気がします。

加えて、ESG「投資」となると、どうしても上場企業と資本市場との対話だけの話になりがちなのですが、実際には14番で里山の話とか、地域循環共生圏に言及されているように、地域単位でのローンの対象としても考えることが出来ます。これは今、環境省で議論されているテーマですが、地域に眠っている資源をちゃんと金融が発掘して、それをメインバンクとして支えていくことで地域の価値を上げることもESGだというロジックです。恐らくOECDがESG投資の中である程度位置づけられますと、そのアナロジーで、地域の金融機関にとって実はこのOECDに表れるような地域の資産をちゃんと特定して支えていくことが価値になるよというメッセージにもつながると思いますから、金融面で見ても広がりが出てくるのではないかという気がいたしました。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。では続いて一ノ瀬委員、お願いします。
- ・ 一ノ瀬委員 2つほどあります。1つは表現の問題かなと思うのですが、スライドでいうと最後のところ。この最後の図はきれいに整理していただいているのですが、ちょっと気になったのはOECDのところの最初の丸ポツです。既存の土地利用・管理の継続の促進ということですが、前回のときも申し上げたように、人口減少していく中で、これまでどおりというのは難しいというか、できないというのを前提で考えなければいけないと思います。ただ、その前のほうのページでは、管理の程度を下げていって、自然性の高いというか、二次的ではないものを一次的に誘導するみたいなものも入っていることが書かれていましたので、最後のページの枠の整理のところを、必ずしも継続だけではなくて、新しい管理の在り方とか、そんなような表現を加えていただくほうがいいのかというのが1点です。

もう1点目ですが、最後のスライドでいうとそこに関係するのですが、文化的サービスが出てくるのは何枚目でしたかね。そうですね、この3のところに関係するのですが、ここにしても、最後の1枚の表現にしても、OECD、あるいは生物多様性、あるいは生態系から文化的サービスというのが、そこから出てくるものというような

形で表現がされているかと思うのですが、実際に今回私たちが議論している OECM というのは、それを支えているのが、逆に言うと、その地域固有の様々な文化とか、人間の歴史だと思うんですね。それがあってこそその OECM があるということだと思うので、そのところは強く意識したほうがいいのではないかと。事務局の皆さんもよく御承知のとおりですが、こういった二次的な自然の議論では社会生態系学的アプローチみたいなことが盛んに言われていますので、重々承知されていると思うのですが、これも表現の工夫の仕方かなと思ったところです。特に、例えばお祭りとか、様々な共有地の管理の仕方とか、そういうものがあってこそその非常に多様な OECM があって、それが生物多様性を支えているんだということだと思います。これが2点目です。

さっき渡辺委員からお話があった、分かりやすい日本語にしろというのは私も大賛成です。ここでちょうど Eco-DRR と書いていますが、私、盛んに「生態系減災」としつこく言っているのですが、なかなかアルファベットとかだと普通の方に分かっていただけないと思っているので、そういう意味で、私、今それを考えていたのですが、先ほど渡辺委員が共創とおっしゃっていたんですね。共創もいいなと思いついて、共創保全策とか、共創保全手法とか。「メジャー」とついているので、保護地のことを言っているわけではなくて、基本的には手段のことを言っているんだと思うのですが、そんなふうに、ちょっと言い換えになってしまいますが、OECM の言語自体は「そのほかの」ということになるのですが、要は多様な主体が連携することによって保全される手法みたいなことを日本語にすればいいかなと思った次第です。

- ・ 石井座長 御提言までいただきまして、ありがとうございます。それでは藤倉委員、お願いします。
- ・ 藤倉委員 ありがとうございます。非常によくまとめられていて、私、とても勉強になりました。ありがとうございます。特に私自身が印象的だったのは6ポツです。この地図情報の管理・共有を通じて視覚的に認識されていることが重要ですよと明記されているところです。特に私どもは海を扱っていることが多いのですが、海だとそれがとても遅れていて、視覚的に認識することをきちんとできるということがとても大切なんだろうなということを強く認識しました。ありがとうございます。

あと、これは全体を見ていて思ったのですが、例えば日本で OECM ってどうい

ところがあるのというのを、ぱっとこれを見たときにすぐに思いついたのが、例えばサケです。サケの回遊。定期的に回遊するような生き物。サケは漁業としても重要対象種ですし、陸と海をつなぐ物質循環の役目もするので、もちろんサケだけじゃなくてサケマス類とか、鳥もいると思いますけれども、そういった定期的に回遊する生物の経路はOECDに該当するのではないかと思いました。

- ・ 石井座長 どうもありがとうございました。ここまでのところで幾つか御意見、コメントもありましたが、御質問的なものもありました。事務局のほう、何か回答的などがあったらお願いします。
- ・ 環境省・羽井佐課長補佐 自然環境計画課の羽井佐です。非常にたくさん御質問、有益な御示唆をいただきましたので、恐らく全てにはお答えできないことをまずおわび申し上げます。複数の先生方から御指摘がありました名称につきましては、検討を進める上でも「その他の」でスタートする新しい仕組みの検討というのは盛り上がるのが難しいかなという思いも持ちながらやっていますが、現時点で具体的な名前の検討には着手しておりませんが、今日参加いただいている道家さんからもいろいろと御示唆いただきながら、今話題にはしているところです。今日は非常に多くの先生方から名前は大事だという御助言があったと受けとめておりますので、次の検討に生かしていきたいと思っております。また、いろいろな方々の御意見を聞きながらやるのが大事だと思っております。

佐藤委員から非常に痛いところを突かれたというか、今回お示ししている理想像とか役割といった表現にしておりますのは、前回第1回検討会で出口の部分のイメージを膨らませてから中身を検討していこうということをつくったものなので、私たち自身、まだ具体的な手段、どうやって連携を強化していくか、例えば行政機関の間の連携を強化するのに具体的に何が必要かといったところまでは考えられていないものがありますので、今日いただいた御助言踏まえて、次回以降検討していきたいと思えました。ほかには非常に有益な御助言をいただいたものと捉えておりますので、一つ一つの回答は、ここでは控えたいと思いますがよろしいでしょうか。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。追加の御意見があればお願いします。よろしいですか。
- ・ 環境省・植田課長 環境省の植田でございます。石井委員長、いつもありがとうございます。お世話になっております。まずはお礼を申し上げます。私、最後しかしゃべ

って駄目ということだったのですが、名称のお話が出ましたので、ざっくばらんにお話をさせていただければと思っています。

正式のうちの答えは今、羽井佐総括が申し上げたとおりなのですが、確かに何かを決めないといけないなど。いろいろな人の意見を聞きたいなと思っています。ちょうど関係の深い NACS-J、自然保護協会の皆さんとかとも議論して、ちょっと先行的に議論なんかをしている中で出てきてのが、渡辺委員が言われたような、共に創る「共創」みたいなのは確かに言葉としてあるなというのが一つありました。ただ、そんな中、いろいろな人の意見を聞くと、これは生物多様性の地域なんだから、生物多様性という言葉から離れると分かりにくいという意見があるのと、一方で、私みたいに生物多様性とは関係ない一般の人が分かりやすい言葉にしたらどうかという両極の意見があるのかなと思っています。私なんかはもう片仮名にしてしまって、シナジーのある地域だから「シナジー地域」でどうかとか、「ネイチャーシナジー」とか、そんな議論をしたりしています。

いずれにしても、これは1度、来年度もこの検討会をぜひ続けさせていただきたいと思っていますので、ぜひそれまでいろいろ御意見を、このためだけにやるのも変ですが、それも1つのテーマにさせていただければと思っています。すみません、途中から出た割にこんな話で失礼しました。

- ・ 石井座長 分かりました。でも重要だと思います。宿題ということですね。この名称を考える時点でも、日本型 OECM の概念を固めるのに有効ではないかと思いながら聞いておりました。委員の皆さん、ほかに追加の御意見等ございますか。なければ、この辺で2番目の議題も切らせていただきます。全体を通して何かございますか。1つ私として忘れてることがありまして、佐藤委員から企業環境認証というような概念が出てきたかと思うのですが、オブザーバーの原口さんからコメントをいただければという話があったと思います。突然振って申し訳ないのですが、原口さん、何かございますか。
- ・ 原口委員 先ほど佐藤委員からあった、民間でのこういう生物多様性に配慮したような持続的な土地利用に関する指標とか、それを踏まえた認証制度というのは、日本は結構進んでいるほうで、先ほどの森林については国際的に普及している FSC みたいなものがありますけれども、特に民間企業が保有しているような土地の適切なマネジメント、生物多様性の保全につながるような、適切なマネジメントにつながるよ

うな認証制度というものは、日本国内には既にございますので、こうしたものが、先ほど竹ヶ原委員からあったような、ESG として投資家等が評価できるような基準のたたき台になるものは既に国内にあるとお伝えしておきます。

- ・ 石井座長 ありがとうございます。それはぜひとも次回にでも御紹介いただけたらよさそうな感じがしますね。ありがとうございます。ほか、いいですか。道家さん、まだおられますか。2つあるのですが、最初のほうの資料の最後のシートに出てきた、一番極端な事例ということですが、これは文字しか書いていないのですが、皆さんにもうちょっとイメージを伝えていただきたいことと、もう1つは、ハリーさんは一応共同議長なのですが、ハリーさんの言われたことというのは個人の意見なのか、IUCN を代表してということなのか、その辺をお聞きしたいなという、この2点でございます。
- ・ 道家委員 分かりました。この極端な事例というのは、勉強会でも話題に上がったのですが、具体的には、写真もちらりと出ていましたが、コアジサシになります。ある浄水場の屋上緑化の事例、正確に言うと緑ではなくて石を敷き詰めた、そういう砂利浜というか、そういうところにコアジサシが卵を産むということで、そういう事例は OECM になり得るのだろうか伺いました。勉強会でも話題になり、それをハリーさんに直接ぶつけてみて、十分そういった屋上というレベルのものでも考えようによってはあり得るのではないか、整理の仕方次第ではあり得るのではないかという、そういう御意見です。というのが具体的な事例で、世界には本当にいろいろな事例が今生まれようとしています。オーストラリアでは下水場施設を OECM の形で説明できるのではないかというような検討もされているということをお伺いしました。2点目のハリーさんについてですが、IUCN を代表して話ができるというのは IUCN の事務局長しかいませんので、意見としてはあくまでも OECM のリーダーをしているハリーさん個人の御意見という形になります。
- ・ 石井座長 分かりました。当然そうだとは思いますが、了解です。ほかは委員の皆さん、言い忘れたこととかございますでしょうか。今年度はこれが最後になりますので。なかったら、オブザーバーで参加していただいている農水省、あるいは林野庁、水産庁、防衛省、御意見等あったら伺えたらと思うのですが、いかがでしょうか。特によろしいですか。挙手がありましたね。林野庁さん、お願いできますか。音声レベルが低いですか。

- ・ 事務局 ちょっと難しいかもしれませんね。
- ・ 石井座長 分かりました。後ほどあったらお願いします。ほかのオブザーバーの皆さん、いかがでしょうか。この機会に。国交省さんもおられましたね。失礼しました。特によろしいですか。少し早いですが、これまでで大体議論が尽くせたようですので、その他のところがございます。先に進みましょうか。その他について事務局から御説明があったらお願いいたします。
- ・ 環境省・山根係長 様々な御議論をいただきありがとうございます。その他、簡単に今後のスケジュール的なものを共有させていただきます。もともとこの検討会の初めのときに共有しましたが、おおむねこの OECM についての検討、具体的にどういう国内の仕組みにつなげていくかということところを3年程度かけてやっていきたいと考えておまして、今年は1年目ということでやらせていただきました。来年度、また検討会、勉強会の形で、より具体的な、例えば基準や体制、あるいはどういう情報システムでやっていくか、そういうところを議論して行って、再来年度には何らかの形ができるとよいなという方向を目指してやっていきたいと思っております。
- ・ 石井座長 ありがとうございます。たぶん言い尽くしていないとか、後から気づかれるいろいろな質問とか、コメントとかあると思うのですが、これについてはまた期限を聞いてお寄せいただければと思います。後で事務局から期限はいつまでかというのをお知らせください。そうしましたら、ほかに意見が特にないようでしたら、植田課長、御挨拶をよろしくお願いします。
- ・ 環境省・植田課長 ありがとうございます。本来ここで出るはずでした植田でございます。先生方、本当にありがとうございます。今回はどうしても一般論的な資料、お話が多ございましたので、なかなか個別具体なところではなかったもので、どうしてもコメントが必ずしもしやすくなかったかなと思っております。ただ、これは OECM の役割ですとか、理想像をきちんとせよという御指摘をいただいて、我々事務局、かなり頭をひねって、バランスとか並びとかはともかく、いろいろ挙げて整理をしたということを1回やったことは大変意味があったと思っております。これが OECM の可能性といいますか、今後検討していく土台になっていくのかなと思っております。

可能性はいろいろ広がっておりまして、今日も実は自治体の方とかいろいろな方、企業の方も多くの方が傍聴といいますか、視聴いただいております。環境省だけでいって

も、これまでの施策の広がりを1ランク上に上げるというそのきっかけ、企業のきっかけ、気づきになるという竹ヶ原委員からの御指摘もありましたけれども、我々行政のきっかけにもなる大変なことかなと思っています。例えばですが、重要里地里山500 というのがありまして、これは石井委員長をはじめ御指導いただいてきたものを、今後、重要里地里山をどういうふうにより保全して展開していくかというところにこのOECMの仕組みを使えないかとか、モニタリング1000とか、調査をやってきましたけれども、それを今後どう展開していくかという議論のときに必ずこれが役に立つのではないかという思いを強くしたのが今回の役割とか理想像をまとめた作業でありました。

今後は、事務局からもありましたとおり、これを今度は具体化していくに当たって、可能性だけではなくて、今度はエビデンスを持って、責任を持って、指定認証なのか、認定なのかに今度は関わってきますので、具体的な指標とか、基準とか、こういったところで頭を悩ませ、御指摘をいただくというステージなのかと思っております。名称はその間のどこかで御議論いただければと思っております。そんなことで今年度、ここであれですけれども、本当にありがとうございました。引き続きお願いを申し上げて締めにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

- ・ 石井座長 ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。
- ・ 事務局・河野 石井座長、ありがとうございました。最後に事務連絡になりますが、委員の皆様やオブザーバーの皆様、追加の御意見やアドバイス等がございましたら、来週の3月17日水曜日までに事務局まで御連絡いただければと存じます。年度末ということもあり、期間が短く申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。それでは、これをもちまして「令和2年度 第2回民間取組等と連携した自然環境保全（OECM）の在り方に関する検討会」を閉会させていただきます。委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様に御参加いただき、ありがとうございました。

以上